

栗東市立森林体験交流センター（森遊館）の
設置及び管理に関する条例等の改正について

【 条例・規則の改正理由 】

栗東市立森林体験交流センター（森遊館）は、金勝山周辺施設のあり方検討等を経て、施設の設置目的である中山間の森林資源を活かし、林業体験等を通じて、農山村と都市の人々との交流を深めるとともに、第二期栗東市観光振興戦略との整合性を図り、山の施設を、自然資源を有効活用するための施設として位置づけ、レクリエーション活動や観光などの幅広い利用者の受け入れや施設利用の活性化を目指すもの。

また、指定管理者の更新時期を迎えていることから、制度の見直し行う適切なタイミングであることを踏まえ、利用料金も含め関連する本条例、規則について改正を行うもの。

【 条例の主な改正内容 】

- ・設置（第1条）の見直し
- ・事業（第3条）の見直し
- ・利用の許可（19条）の見直し
- ・利用料金（第21条及び別表）の見直し

利用料金の増減額、入館料の削除、障がい者等の料金設定、キャンセル料の規定

【 規則の主な改正内容 】

- ・再委託の禁止（第3条）の見直し
- ・利用の申請時期（第4条）の見直し
- ・利用者の遵守事項の一部（第5条）の見直し

【 スケジュール 】

令和8年6月	6月議会（条例改正）
令和9年4月	施行

栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案	理由
栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例 平成 11 年 3 月 25 日 条例第 10 号 (設置) 第 1 条 中山間地の森林資源を活かし、林業体験活動等を通じて、山村地域社会における農山村と都市の人々との交流を深めるとともに、地域林業者の就労機会の拡大により経営基盤の安定化と地域林業の活性化の促進_____に寄与するため、栗東市立森林体験交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 (略) (事業) 第 3 条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)－(5) (略)	栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例 平成 11 年 3 月 25 日 条例第 10 号 (設置) 第 1 条 中山間地の森林資源を活かし、林業体験活動等を通じて、山村地域社会における農山村と都市の人々との交流を深めるとともに、地域林業者の就労機会の拡大により経営基盤の安定化と地域林業の活性化の促進<u>並びに観光の振興</u>に寄与するため、栗東市立森林体験交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 (略) (事業) 第 3 条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)－(5) (略) <u>(6) 観光資源等を活用した事業の企画・運営、物品の販売</u>	観光の振興を加えることで、今後の施設の利活用において、幅広い事業展開が実施できる。そのことにより利用者増に繋げることが可能となる 目的に観光の振興を加えたことによる事業内容の追加

<u>6</u> (略) 第4条ー第17条 (略) (利用の手續) 第18条 交流センターを利用しようとする者は、指定管理者に規則で定めるところにより<u>申請書を提出</u>し、その許可を受けなければならない。 (利用の許可) 第19条 指定管理者は、施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許可する。 (1)ー(5) (略) <u>6</u> <u>営利を目的とする利用</u> <u>7</u> (略) (利用の変更、停止及び取消し) 第20条 (略) (利用料金等) 第21条 利用者は、交流センターの利用に係る<u>入館料及び利用料金</u> (以下「利用料金等」という。)を指定管理者に納付しなければならない。 2 (略) <u>3</u> 指定管理者は、前項の規定により利用料金等を定めたときは、直	<u>7</u> (略) 第4条ー第17条 (略) (利用の手續) 第18条 交流センターを利用しようとする者は、指定管理者に規則で定めるところにより申請_____し、その許可を受けなければならない。 (利用の許可) 第19条 指定管理者は、施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許可する。 (1)ー(5) (略) <u>6</u> (略) (利用の変更、停止及び取消し) 第20条 (略) (利用料金__) 第21条 利用者は、交流センターの利用に係る_____利用料金_____を指定管理者に納付しなければならない。 2 (略) <u>3</u> <u>指定管理者は利用の取消しがあったときは、あらかじめ市長の承認を得て、別表に定める範囲の額を徴収することができる。</u> <u>4</u> 指定管理者は、前項の規定により利用料金__を定めたときは、直	申請者の選択肢を広げるため 施設の利用者増に繋げるため 利用のきっかけとなる気軽な立ち寄りを促進するため 条例や指針に記載がなく、現状の利用形態として長期の仮押さえの防止対策とするため 入館料の削除による
---	---	---

ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金等の収受)

第22条 前条第1項の規定により納付された利用料金等は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第23条・第24条 (略)

附 則

1-4 (略)

別表 (第21条関係)

1 入館料

区分	1人当たり	備考
大人	200円	大人料金は中学生以上を、小人料金は小学生を対象とする。
小人	100円	

2 ホール利用料金

区分	1室当たり	備考
研修利用	1時間当たり 1,000円	冷房設備を使用した場合は冷房料として利用料金に5割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として利用料金に5割を加算した額とする。

ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金__の収受)

第22条 前条第1項の規定により納付された利用料金__は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第23条・第24条 (略)

附 則

1-4 (略)

別表 (第21条関係)

1 ホール利用料金

区分	1室当たり	備考
研修利用	1時間当たり 1,500円	冷房設備又は暖房設備を使用したときは、__利用料金に当該利用料金の100分の50に相当する額を加算し得た額とする。

入館料の削除による

入館料の削除による

使用料・手数料の見直しに係るガイドラインに基づく見直し

加算について明確にするため

		る。
--	--	----

3 研修室利用料金

区分	1 室当たり	備考
研修利用	1 時間当たり <u>5 0</u> 0 円	1 1 日とは、午後 <u>2</u> 時から翌午前 1 0 時 までとする。
研修を伴う宿泊利用 (定員 5 人)	平日・休日 1 日当たり <u>1 3, 4 0 0</u> 円	2 平日とは月曜日か ら金曜日まで（祝日 を除く。）をいい、 休日とは日曜日及び 祝日をいう。
	休前日 1 日当たり <u>1 6, 1 0 0</u> 円	3 7 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間に ついては、休前日の 料金を適用する。
		4 宿泊利用の場合、 定数を超えて利用す るときは超過料金と して、大人 1 人につ き <u>2, 2 0 0</u> 円を、 小人 1 人につき <u>1,</u> <u>1 0 0</u> 円を徴収す る。
		5 研修利用の場合に おいて、冷房設備を 使用したときは冷房

		する。
--	--	-----

2 研修室利用料金

区分	1 室当たり	備考
研修利用	1 時間当たり <u>7 5</u> 0 円	1 1 日とは、午後 <u>3</u> 時から翌午前 1 0 時 までとする。
研修を伴う宿泊利用 (定員 5 人)	1 日当た り <u>1 7, 7 5 0</u> 円	
		2 宿泊利用の場合、 定数を超えて利用す るときは超過料金と して、大人 1 人につ き <u>3, 3 0 0</u> 円を、 小人 1 人につき <u>1,</u> <u>6 5 0</u> 円を徴収す る。
		3 研修利用の場合に おいて、冷房設備又 は

ガイドラインに基づく見直し

新たな利用者の受入れ準備に要する時間を確保するため

ガイドラインに基づく見直し

加算について明確にするため

		<u>料として利用料金に</u> <u>5割を、暖房設備を</u> <u>使用したときは暖房</u> <u>料として利用料金に</u> <u>5割</u> <u>を</u> を加算し <u>た額</u> とする。
--	--	--

4 宿泊室利用料金

区分	1室当たり	備考
宿泊利用（定員4人）	平日・休日1日当たり	1 1日とは、午後2時から翌午前10時までとする。
	15,000円	
	休前日1日当たり	2 平日とは月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）をいい、休日とは日曜日及び祝日をいう。
	17,100円	3 7月1日から8月31日までの期間については、休前日の料金を適用する。
		4 宿泊利用の場合、定数を超えて利用するときは超過料金として、大人1人につ

		 <u>暖房設備を</u> <u>使用したときは</u> <u>利用料金に</u> <u>当該利用料金の10</u> <u>0分の50に相当す</u> <u>る額を加算し得た額</u> とする。
--	--	--

3 宿泊室利用料金

区分	1室当たり	備考
宿泊利用（定員4人）		1 1日とは、午後3時から翌午前10時までとする。
	1日当たり	
	16,160円	
		2 宿泊利用の場合、定数を超えて利用するときは超過料金として、大人1人につ

ガイドラインに基づく見直し

新たな利用者の受入れ準備に要する時間を確保するため

ガイドラインに基づく見直し

		き <u>2, 2 0 0</u> 円を、 小人1人につき <u>1, 1 0 0</u> 円を徴収する。
--	--	--

		き <u>3, 3 0 0</u> 円を、 小人1人につき <u>2, 2 0 0</u> 円を徴収する。
--	--	--

4 キャンセル料金

区分	金額	備考
キャンセル料	当該利用料金の100分の100に相当する額	

備考

1 営利を目的として利用するときは、利用料金に当該利用料金の100分の100に相当する額を加算して得た額とする。

2 利用者に障害者等が含まれるときは、当該宿泊室の利用料金は100分の50に相当する額とする。「障害者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

条例や指針に記載がなく、現状の利用形態として長期の仮押さえの防止対策とするため

金額による差別化により目的に合致した利用を促すため

介助に要するスペースを確保するため

(4) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に 規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者

第21条別表の改正

区分	現行金額	算定金額	上限金額 (1.5倍)	改定金額	設定理由
森遊館研修室（宿泊）	16,100	17,750	24,150	17,750	算定金額とした。
森遊館メゾネット宿泊	17,100	16,165	25,650	16,160	算定金額とし、端数処理をした。
森遊館研修室（1時間）	500	877	750	750	サウンディング調査において、使用料の上限金額増の要望があったため、一般的な費用負担として、ガイドラインに基づき現行の1.5倍の上限金額とした。
森遊館ホール（1時間）	1,000	3,369	1,500	1,500	サウンディング調査において、使用料の上限金額増の要望があったため、一般的な費用負担として、ガイドラインに基づき現行の1.5倍の上限金額とした。

備考欄等の改正について

- ・入館料を削除
- ・1日を午後3時から翌午前10時とした。
- ・営利を目的とする場合は、利用料金の100分の100に相当する額を加算するとした。
- ・利用者に障がい者等が含まれる場合は、利用料金の100分の50に相当する額とした。
- ・キャンセル料について記載した。

栗東市立森林体験交流センターの管理及び運営に関する規則新旧対照表

現行	改正案	理由
栗東市立森林体験交流センターの管理及び運営に関する規則 平成 1 1 年 3 月 2 5 日 規則第 1 3 号 第 1 条ー第 2 条 (略) <u>(再委託の禁止)</u> <u>第 3 条 指定管理者は、管理業務を第三者に再委託してはならない。</u> <u>ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。</u> (利用の手続) <u>第 4 条</u> 交流センターを利用しようとする者は、利用する日の 3 月前 (利用者が、条例第 1 条の目的達成に必要な団体又は公益を目的とする団体にあっては 1 年前) から利用の <u>3</u> 日前までに、栗東市立森林体験交流センター利用許可申請書(別記様式第 6 号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。 2 (略) (利用料金等) <u>第 5 条</u> (略) (利用者の遵守事項)	栗東市立森林体験交流センターの管理及び運営に関する規則 平成 1 1 年 3 月 2 5 日 規則第 1 3 号 第 1 条ー第 2 条 (略) <u>第 3 条 削除</u> (利用の手続) <u>第 3 条</u> 交流センターを利用しようとする者は、利用する日の 3 月前 (利用者が、条例第 1 条の目的達成に必要な団体又は公益を目的とする団体にあっては 1 年前) から利用の <u>1 0</u> 日前までに、栗東市立森林体験交流センター利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。 2 (略) (利用料金等) <u>第 4 条</u> (略) (利用者の遵守事項)	協定書及び仕様書に記載を行うため 余裕をもった対応を行うため

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用当日に、住所、氏名、年齢及び性別を利用台帳に記入すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(委任)

第7条 (略)

附 則

1－4 (略)

別記様式第1号－様式第5号 (略)

様式第6号(第4条関係)

(略)

様式第7号・様式第8号 (略)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 削除

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(委任)

第6条 (略)

附 則

1－4 (略)

別記様式第1号－様式第5号 (略)

様式第6号 削除

様式第7号・様式第8号 (略)

日帰り客も対象となるため

・ 8. 導入に向けたスケジュール

時期		内容	総合調整 会議	事務決裁 (指定管理 者制度担当 課合議)
運用開始 の前々年度	10 月	包括モニタリング評価の実施		
	11 月	指定管理の継続についての方向性を決定	審議事項	○
	12 月	サウンディング型市場調査の準備 (実施要領・HP の作成、参加受付)		
	1 月	サウンディング型市場調査の実施 (1 か月程度)		
	2 月	公募の準備 (募集要項・仕様書・協定書(案)の 作成、条例改正の準備)		
	3 月			
運用開始 の前年度	4 月	議案の提出(条例改正案)	審議事項	○
	5 月			
	6 月	条例改正(6 月議会)		
	7 月	募集要項、業務指針、事業計画書様式 等の作成(議会へ報告)	審議事項	○
	8 月	公募の実施(1 か月間以上) (必要に応じて施設説明会の開催)		
	9 月	申請者の資格審査(施設所管課) 無資格者に無資格通知 有資格者に面接の通知		
	10 月	申請者の面接 選定委員会の開催		
	11 月	候補者の決定(市長決裁) 選定結果の通知	報告事項	○
	12 月	債務負担行為の設定(1 2 月議会) 指定議案の提案(1 2 月議会) (議決を経て指定管理者を指定)		

指定管理者制度の運用に関する指針（令和８年４月）から抜粋

	12 月	指定管理者の指定		○
	1 月	指定管理者との協議 指定管理者の研修（必要に応じて）		
	2 月			
	3 月	指定管理者との協定書の締結		○
		業務引継ぎ		
開始	4 月	指定管理者による管理運営の開始		

※債務負担行為と指定議案の提案について、議案の提出順序は債務負担行為を先にするものとする。

※総合調整会議への付議に関する決裁は、指定管理者制度担当課に合議すること。